

## 児童福祉法等の改正について

厚生労働省雇用均等・児童家庭局

# 児童福祉法等の改正について

# 児童福祉法等の一部を改正する法律案の概要

全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るために、児童福祉法の理念を明確化するとともに、母子健康新規開設センターの全国展開、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の所要の措置を講ずる。

## 児童福祉法の理念の明確化等

- (1) 児童は、適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障されること等を明確化する。
- (2) 国・地方公共団体は、保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境における児童の養育を推進するものとする。
- (3) 国・都道府県・市町村それぞれの役割・責務を明確化する。
- (4) 親権者は、児童のしつけに際して、監護・教育に必要な範囲を超えて児童を懲戒してはならない旨を明記。

## 児童虐待の発生予防

- (1) 市町村は、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行う母子健康包括支援センターの設置に努めるものとする。
- (2) 支援を要する妊婦等を把握した医療機関や学校等は、その旨を市町村に情報提供するよう努めるものとする。
- (3) 国・地方公共団体は、母子保健施策が児童虐待の発生予防・早期発見に資することに留意すべきことを明確化する。

## 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

- (1) 市町村は、児童等に対する必要的な支援を行うための拠点の整備に努めるものとする。
- (2) 市町村が設置する要保護児童対策地域協議会の調整機関について、専門職を配置するものとする。
- (3) 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- (4) 都道府県は、児童相談所に①児童心理司、②医師又は保健師、③指導・教育担当の児童福祉司を置くとともに、弁護士の配置又はこれに準ずる措置を行うものとする。
- (5) 児童相談所等から求められた場合に、医療機関や学校等は、被虐待児童等に関する資料等を提供できるものとする。

## 4. 被虐待児童への自立支援

- (1) 親子関係再構築支援について、施設、里親、市町村、児童相談所などの関係機関等が連携して行うべき旨を明確化する。
- (2) 都道府県（児童相談所）の業務として、里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を位置付ける。
- (3) 養子縁組里親を法定化するとともに、都道府県（児童相談所）の業務として、養子縁組に関する相談・支援を位置付ける。
- (4) 自立援助ホームについて、22歳の年度末までの間にある大学等就学中の者を対象に追加する。

### （検討規定等）

- 施行後速やかに、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の関与の在り方、特別養子縁組制度の利用促進の在り方を検討する。
- 施行後2年以内に、児童相談所の業務の在り方、要保護児童の通告の在り方、児童福祉業務の従事者の資質向上の方策を検討する。
- 施行後5年を目途として、中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう、その設置に係る支援等の必要な措置を講ずる。

## 平成29年4月1日（1、2（3）について）は公布日、2（2）、3（4）（5）、4（1）について（は平成28年10月1日）

# 児童福祉法等の改正の背景と効果

## ①発生予防

- 家庭・地域における養育力が低下し、子育ての孤立化や不安・負担感が増大。
- 保護者の虐待による死亡事例の4割強が0歳児。

- ◆子育て世代包括支援センターの法定化
- ◆支援を要する妊婦等に関する情報提供

- 妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を通じ、妊娠や子育ての不安、孤立等に対応し、児童虐待のリスクを早期に発見・遡減。

## ②迅速・的確な対応

- 児童虐待の相談対応件数は増加が続き、複雑・困難なケースも増加。
- 児童相談所、市町村の体制・専門性や関係機関との連携が不十分。

- ◆市町村の要保護児童対策地域協議会の調整機関への専門職配置
- ◆専門職の配置、児童福祉司への研修義務付け等の児童相談所の体制強化

- 児童虐待の発生時に、関係者が連携して、児童の安全を迅速・確実に確保。その後の適切な支援につなげる。

【H32年度末】  
子育て世代包括支援センターの全国展開（全市町村）を目指す。  
(H27年度：150市町村（予定）)

## ③自立支援

- 施設入所や里親委託の措置から自立に至るまでの支援が不十分。
- 社会的養護を必要とする児童は、自立に時間を要する場合が多い。

- ◆里親支援を都道府県（児童相談所）の業務に位置付け  
◆自立援助ホームについて、22歳の年度末までの大学等就学中の者を対象者に追加

- 施設退所後や18歳到達後等を含め、個々の児童の発達に応じ自立のための支援を実施。

【H31年度】  
里親等委託率を22%とする。  
(H26年度16.5%)  
※H41年度33%を目指している。

背景

主な改正項目

主な効果

指標

# I 儿童福祉法の理念の明確化等

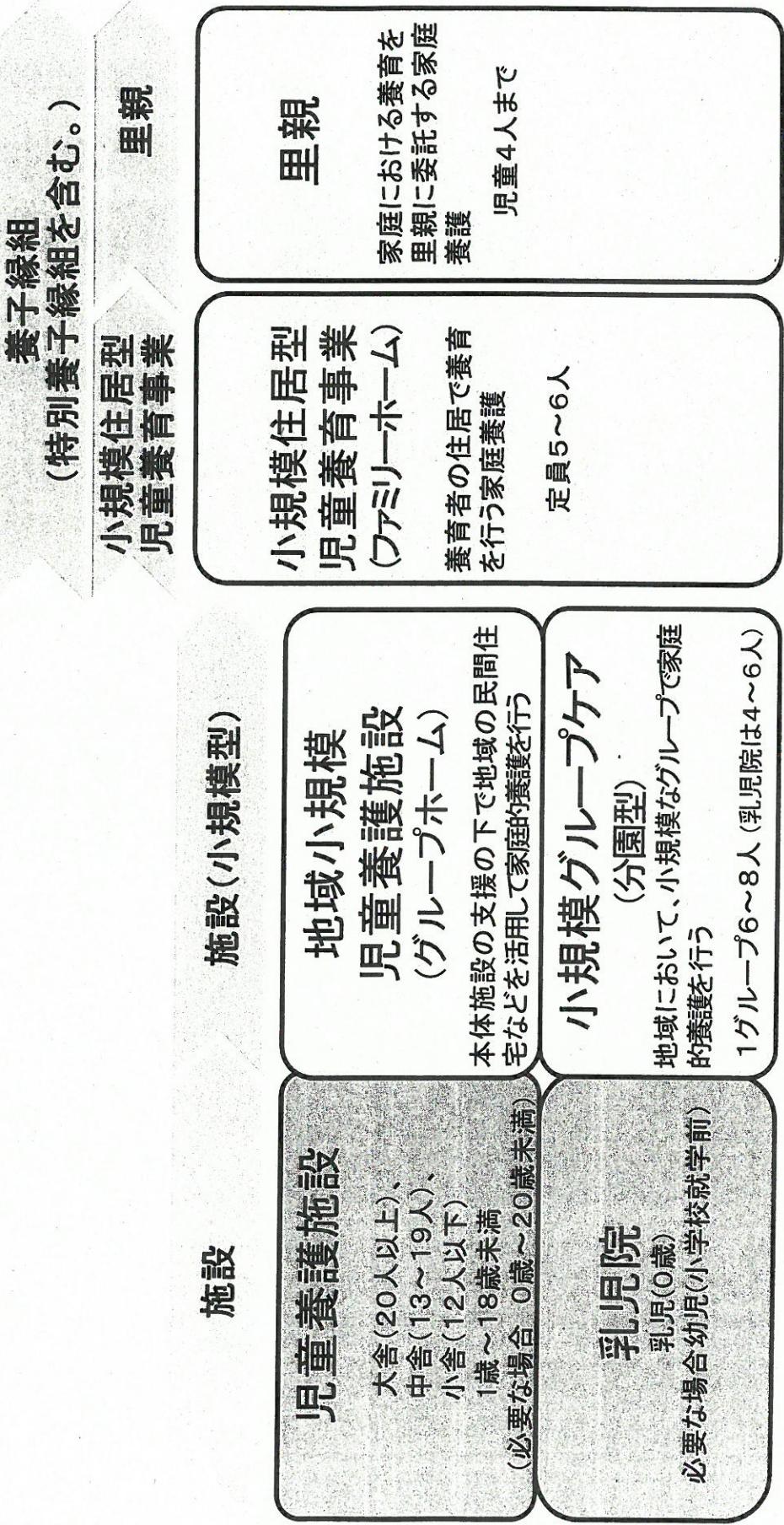
# 児童の福祉を保障するための原理の明確化

現行	改正案
<p><b>第一条</b> <u>すべて国民は、児童が心身とともに健やかに生まれ、目 つ、育成されるよう努めなければならない。</u></p> <p><b>② すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されな ければならない。</b></p>	<p><b>第一条</b> 全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのつと り、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛 され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並 びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障され る権利を有する。</p>
<p><b>第二条</b> 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童 を心身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>	<p><b>第二条</b> 全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、 社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に 応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考 慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければな らない。</p> <p>② 児童の保護者は、児童を心身ともに健やかに育成すること について第一義的責任を負う。</p> <p>③ 国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心 身ともに健やかに育成する責任を負う。</p>
<p><b>第三条</b> 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するた めの原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施 行にあたつて、常に尊重されなければならない。</p>	<p><b>第三条</b> 前二条に規定するところは、児童の福祉を保障するた めの原理であり、この原理は、すべて児童に関する法令の施 行にあたつて、常に尊重されなければならない。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第三条の二</b> 国及び地方公共団体は、児童が家庭において心身 ともに健やかに養育されるよう、児童の保護者を支援しなけ ればならない。ただし、児童及びその保護者の心身の状況、 これらの者の者の置かれている環境その他の状況を勘案し、児童 を家庭において養育することが困難であり又は適当でない場 合にあつては児童が家庭における養育環境と同様の養育環境 において継続的に養育されるよう、児童を家庭及び当該養育 環境において養育することが適当でない場合にあつては児童 ができる限り良好な家庭的環境において養育されるよう、必 要な措置を講じなければならない。</p>

# 家庭と同様の環境における養育の推進

- 地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう、保護者を支援する。
- 家庭における養育が適当でない場合には、児童が家庭における養育環境と同様の養育環境において継続的に養育されるよう、必要な措置を講ずる。

## 実親による 養育

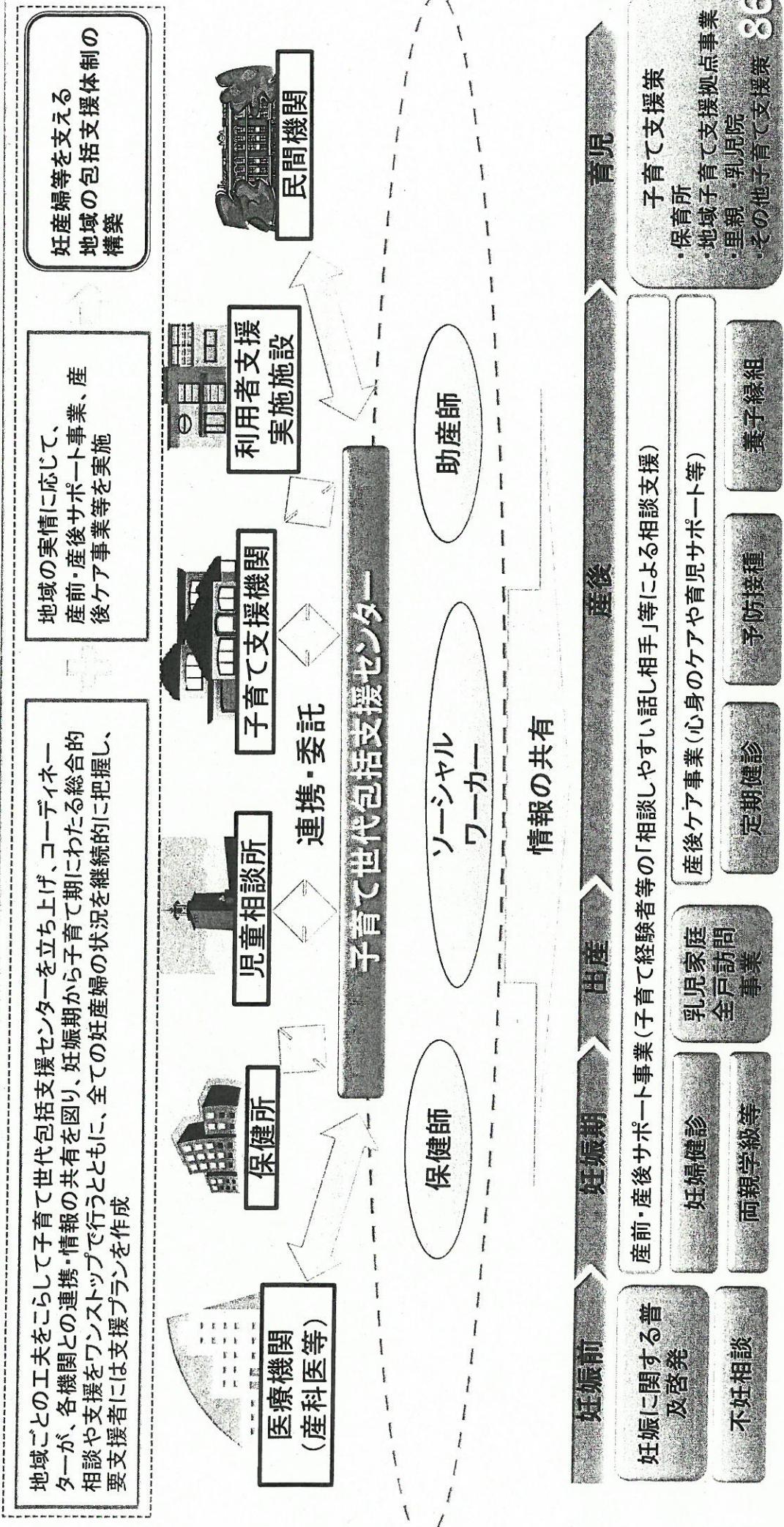


## Ⅱ 児童虐待の発生予防

# 子育て世代包括支援センターの法定化・全国展開

- 現状様々な機関が個々に行っている妊娠期から子育て期にわたるまでの支援について、ワンストップ拠点(子育て世代包括支援センター)を立ち上げ、切れ目のない支援を実施。
- ワンストップ拠点には、保健師、ソーシャルワーカー等を配置してきめ細やかな支援を行うことにより、地域における子育て世帯の「安心感」を醸成する。

○ 子育て世代包括支援センターを法定化し、おおむね平成32年度末までに全国展開を目指す。  
→ 平成27年度実施市町村数(予定): 150市町村 ▶ 平成28年度実施市町村数(予定): 251市町村(423か所)

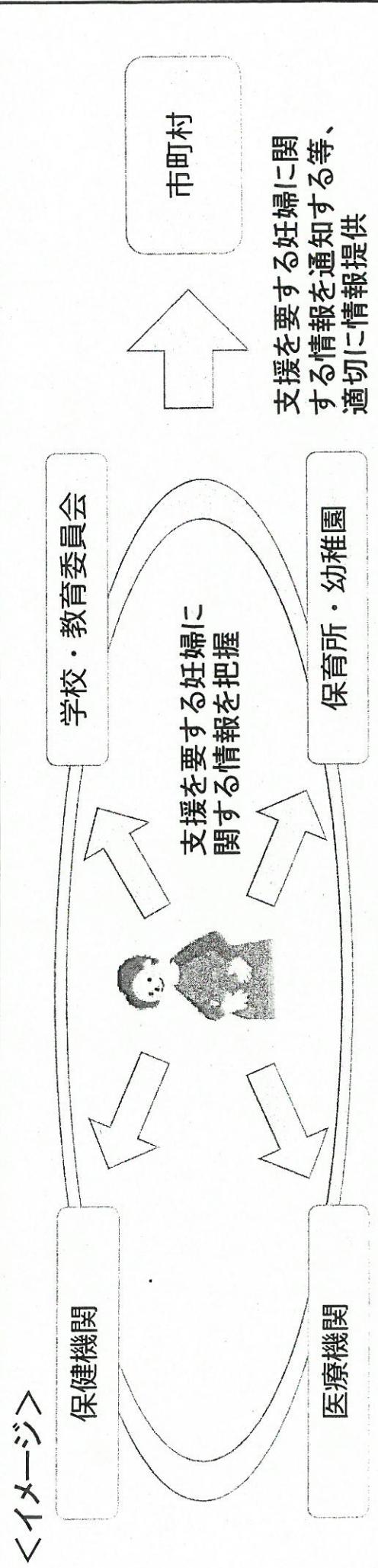


# 支援を要する妊婦等に関する情報提供

## 現状

- 出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦のことを特定妊婦といい、養支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会の対象となつている。
- 虐待による死亡事例における0歳児の割合は44.0%を占め、0日児死亡事例は16.8%を占める。（0日児死亡事例では、望まない妊娠の割合が70.4%）
- ※ 社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に係る専門委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第1次から第11次報告の累計（平成15～26年）
- 虐待による死亡事例における①母子健康手帳の未発行の割合は17.6%、②妊婦健診の未受診の割合は21.7%を占める。
- ※ 同委員会「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第3次から第11次報告の累計（平成17～26年）

## ＜イメージ＞



## 課題

- 死亡事例の背景としては、母親が妊娠期から一人で悩みを抱えている、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題がある。
- 支援を要する妊婦等を把握しやすい機関が、虐待のリスクについて妊娠期から着目して支援につなぐことが必要。

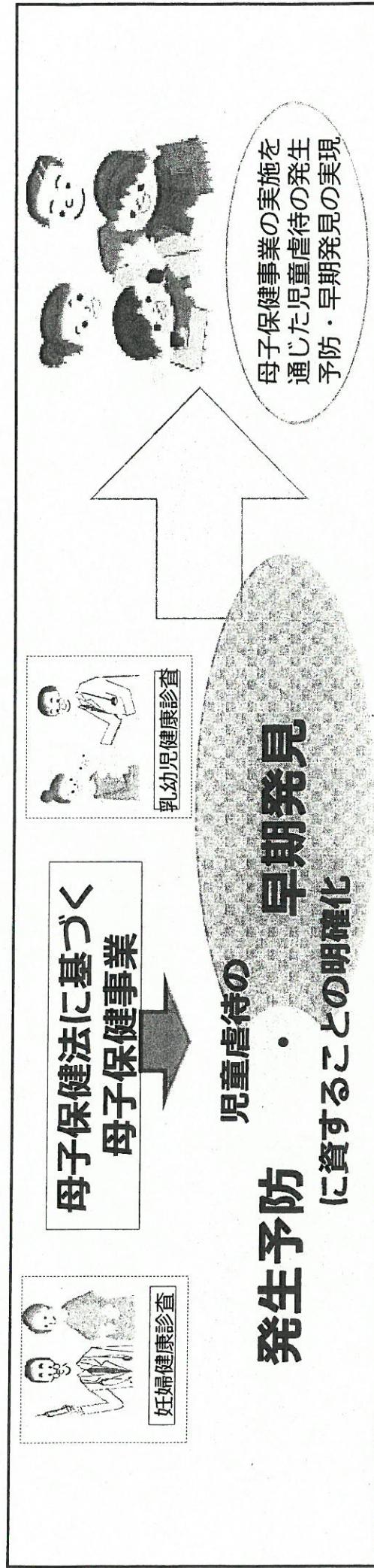
## 改正案

- 支援を要するとと思われる妊婦等を把握した医療機関、児童福祉施設、学校等は、市町村に対して通知するよう努めるものとする。

# 母子保健施策を通じた虐待予防等

## 現状

- 妊産婦や乳幼児等への健診・保健指導等を行う母子保健事業は、児童虐待の予防や早期発見に資するものである。
- 母子保健法は、母性及び乳幼児の健康の保持増進を図ることを目的とする法律である。



## 課題

## 改正案

- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものが母子保健法上明確になっていない。
- 母子保健事業が児童虐待の予防や早期発見に資するものが母子保健法上明確に当たつては、当該事業が児童虐待の発生予防や早期発見に資するものであることに留意するよう、母子保健法において明確化する。

### III 児童虐待発生時の迅速・的確な対応

# 市町村における支援拠点の整備

児童相談所  
(都道府県)

【広域的な対応】

市町村間の連絡調整等

県全体の実情の把握

【専門的な対応】

専門的な相談対応、調査及び指導

一時保護

里親委託・施設入所等の措置

【一体的に担う支援拠点の整備に努める】

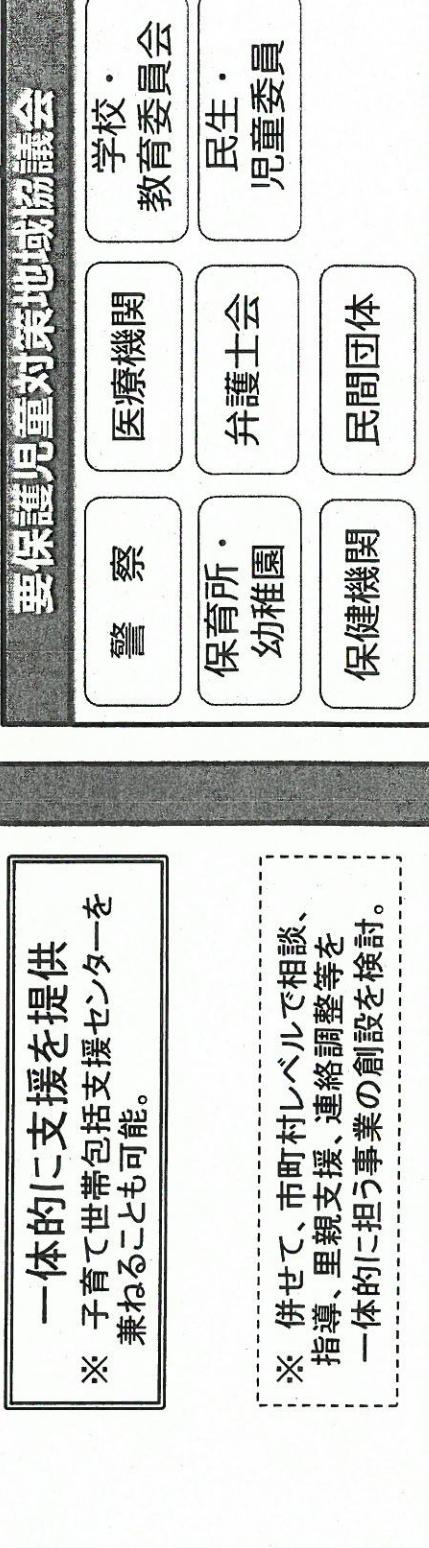
情報の提供

相談への対応

調査及び指導

関係機関との連絡調整

連携



二義的な支援とする子供と家庭

# 要保護児童対策調整機関における専門職の配置

## 現状・課題

- 市町村は、要保護児童対策地域協議会（以下「要対協」という。）を設置する。  
　・要対協は、要保護児童対策の策定、連携方針の策定、情報交換・状況把握、支援内容の協議等を行う。
- 市町村長は、要対協を構成する関係機関の中から、要保護児童対策調整機関（以下「調整機関」という。）を指定する。  
　・調整機関には専門職を置くよう努めるものとされ、この専門職を中心として、主担当機関の選定、支援の進行状況確認等の管理・評価を行っている。
- ・調整機関の99%は、市町村（児童福祉主管課、母子保健主管課など）が担っている。（H25年度）

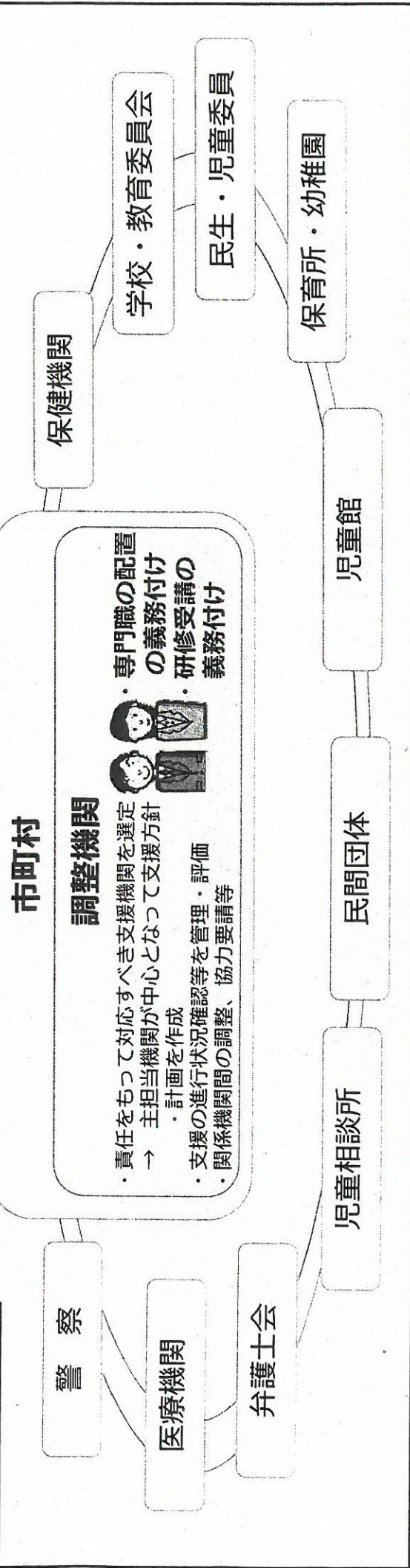
## ＜課題＞

- 調整機関が、個々のケースに応じて関係機関間の調整を行い、実効ある役割を果たすためには、児童の問題に通じた専門性を有する人材が必要。

## 改正案

- 調整機関に専門職の配置を義務付け。・・・児童福祉司、保健師、保育士など  
○ 調整機関に配置される専門職に、研修受講を義務付け。

## 要対協



# 児童相談所設置自治体の拡大

- 政令で定める特別区は、児童相談所を設置するものとする。
- 政府は、改正法の施行後5年を目途として、中核市・特別区に係る支援等の必要な措置を講ずるものとする。

## 現行の児童相談所設置状況

都道府県(47) 179か所  
政令指定都市(20) 27か所

設置義務

児童相談所設置市  
(横須賀市、金沢市) 2か所  
合計 208か所

希望する市

## 法改正後の児童相談所設置主体

都道府県

政令指定都市

設置義務

希望する市・特別区

児童相談所設置市

※ 中核市は全部で45市  
(注)中核市とは、人口20万人以上で県の事務権限の一部移譲のため政令指定を受けた市のこと。

特別区

政府は、児童相談所を設置できる  
よう必要な支援を実施

# 児童相談所の体制強化

- 児童虐待への迅速・的確な対応のため、児童相談所の体制強化・専門性向上が重要。
- 児童福祉法改正により制度面で強化するとともに、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定し、実体面においても、各自治体の積極的取組を推進。  
※ 併せて、児童福祉に関する業務に従事する者の資質の向上を図るために方策を検討。

## 児童福祉法等の改正（制度面の強化）

### ＜専門職配置の増強＞

- 児童心理司、医師又は保健師、主任児童福祉司（スーパーバイザー）などの専門職の配置を新たに義務付け。（法律）  
○弁護士の配置又はこれに準ずる措置を実施。（法律）

### ＜児童福祉司の配置標準・任用要件見直し＞

- 児童福祉司の配置標準を、区域内の人口等に加え、児童虐待相談対応件数を考慮したものに見直し。（法律・政令）  
※ 現在は、人口概ね4万から7万までを標準として担当区域を設定。
- 児童福祉司（主任児童福祉司を含む。）について、国の基準に適合する研修の受講を義務付け。（法律）  
・社会福祉士等の基礎資格に応じて、必要な研修を受講。

- ・社会福祉主事（2年以上児童福祉事業に従事）を任用する場合には、任用前の指定講習会受講を義務付け。

## 「児童相談所体制強化プラン」（実体面の拡充）

### ＜プランの位置付け＞

- 昨年12月に策定された児童虐待防止対策プロジェクトに基づき、厚生労働省において、「児童相談所体制強化プラン」(仮称)を策定。

### ＜プランの内容（イメージ）＞

- 児童福祉法に基づく専門職の配置について、中期的に全国で配置する人數の目標
- ※ 総務省に対し、必要な地方交付税措置を要望
- ※ 平成28年度は、児童福祉司の増員に対しても、この10年で最も手厚い水準の地方交付税措置（標準団体（人口170万人）当たり3人増員）を予定
- ※ 児童心理司・保健師についても、拡充予定

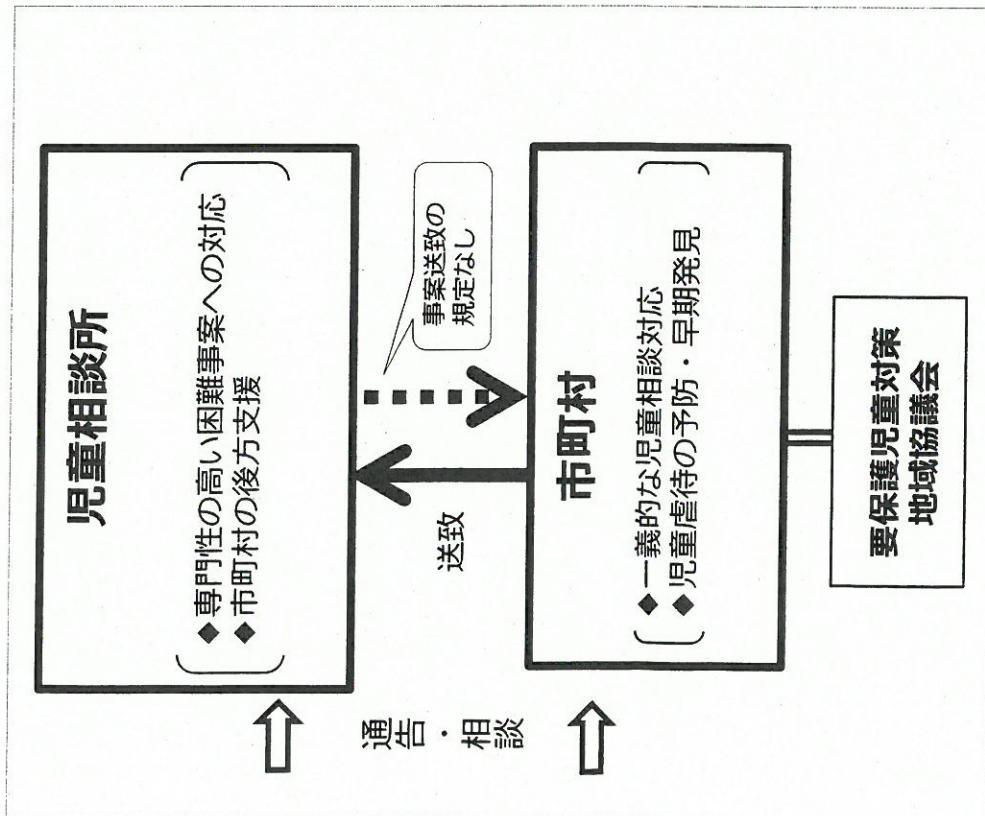
- 弁護士の配置の充実・強化

- 職員の専門性向上

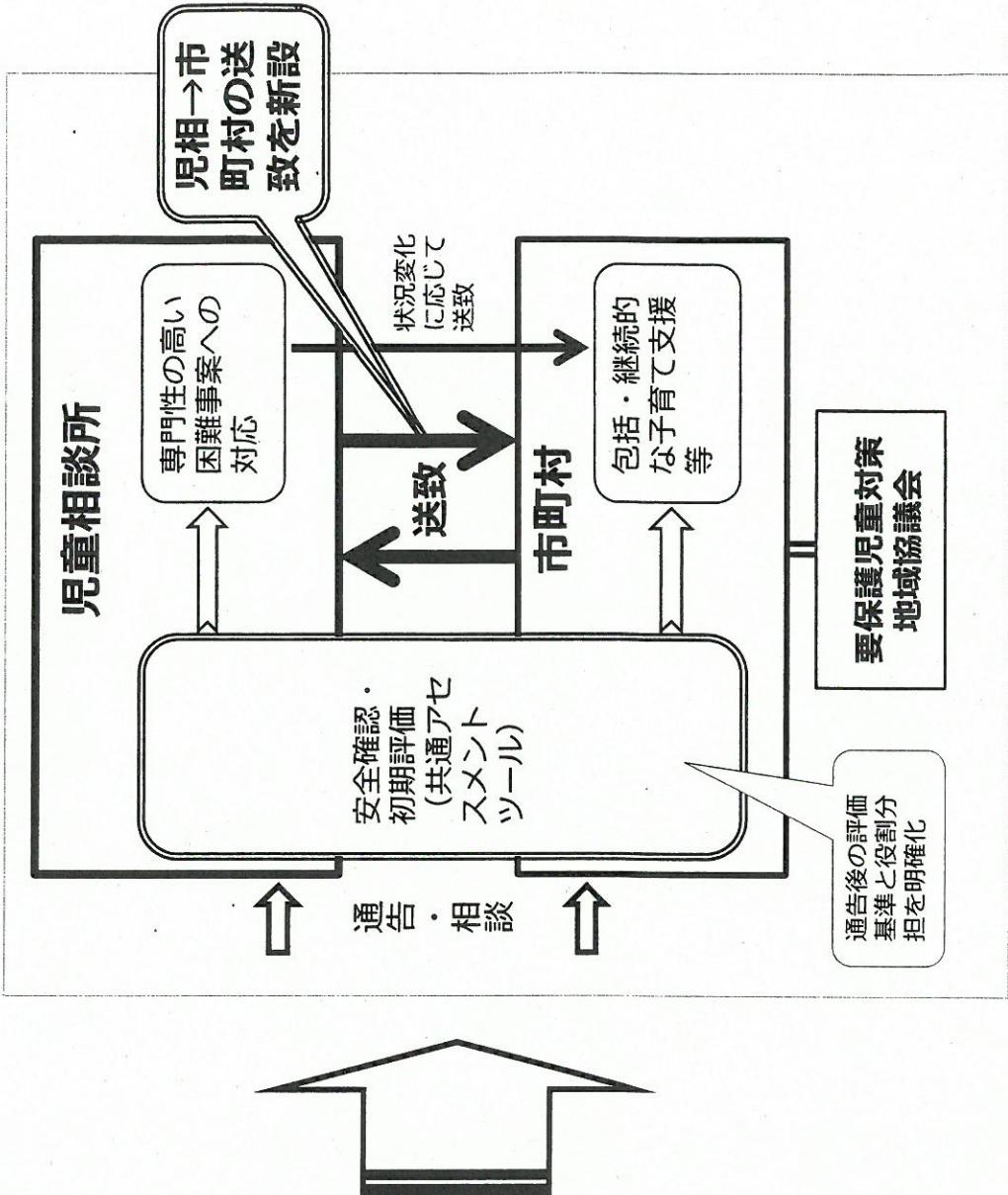
## 児童相談所から市町村への事案送致

- 児童相談所から市町村への事業送致を新設する。併せて、その前提として、児童相談所・市町村に共通のアセスメントツールを開発し、共通基準による初期評価に基づく役割分担を明確化。  
※ 現行は、市町村から児童相談所への事業送致のみ規定。
  - ※ 併せて、要保護児童の通告の在り方、児童相談所の業務の在り方にについて検討。

[現行(平成16年改正～)]



## 【今回の改正後】

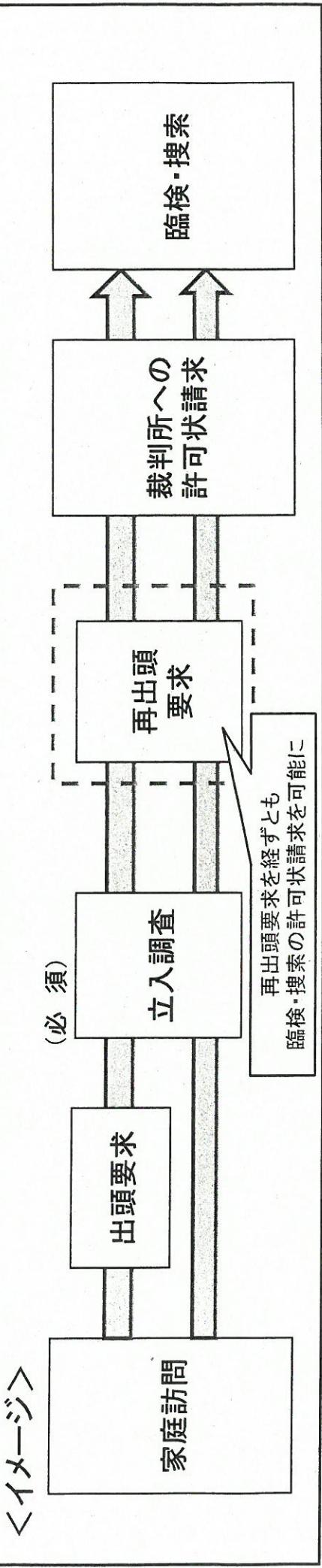


# 臨検・捜索手続の簡素化

## 現状

- 都道府県知事は、立入調査を正当な理由なく拒否等をした保護者が再出頭要求に応じない場合において、児童虐待が行われている疑いがあるときは、裁判所の裁判官があらかじめ発する許可状により、住居等へ立入り、児童の捜索を行うことができる（解説等の実力行使も可能）。
- 平成20年4月施行以降、26年度までに実施された事例は全8件で、出頭要求から臨検捜索までに要した日数は1～70日。

## <イメージ>



## 課題

- 緊急時には、虐待を受けていると思われる児童の安全を迅速に確保する必要があるが、臨検・捜索までの手続きに時間要する場合がある。



## 改正案

- 臨検・捜索手続を簡素化し、都道府県は、再出頭要求を経ずに、裁判所の許可状により、児童を児童の住所に臨検させ、児童を捜索させることができることとする。  
※ 併せて、要保護児童の保護措置に係る手続における裁判所の強化の在り方にについて検討。

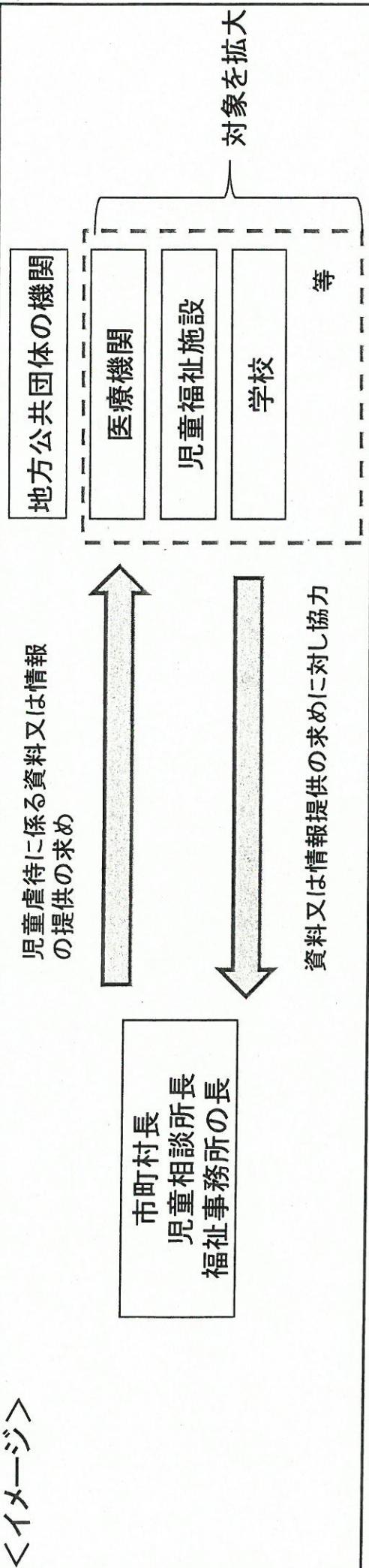


# 関係機関等による調査協力

## 現状

- 地方公共団体の機関は、市町村長、児童相談所長等から児童虐待に係る児童又はその保護者の心身の状況、置かれている環境その他児童虐待の防止等に係る当該児童、その保護者その他の関係者に関する資料又は情報の提供を求められたときは、当該資料又は情報にについて、これを提供することがでるべきこととされている。

## <イメージ>



## 課題

## 改正案

- 児童相談所等が、児童虐待に係る資料又は情報の提供を求める対象を、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等に拡大し、これらの関係機関が、地方公共団体の機関と同様、当該求めに對して協力することができる仕組みを設ける。  
※ 児童虐待に係る情報保護法を乗り越えて、通知において明確化する。

- 児童虐待に係る情報は、虐待への対応方針の判断等に必要不可欠である一方、個人情報保護の観点等から、民間の医療機関、児童福祉施設、学校等関係機関から提供を受けられない場合がある。

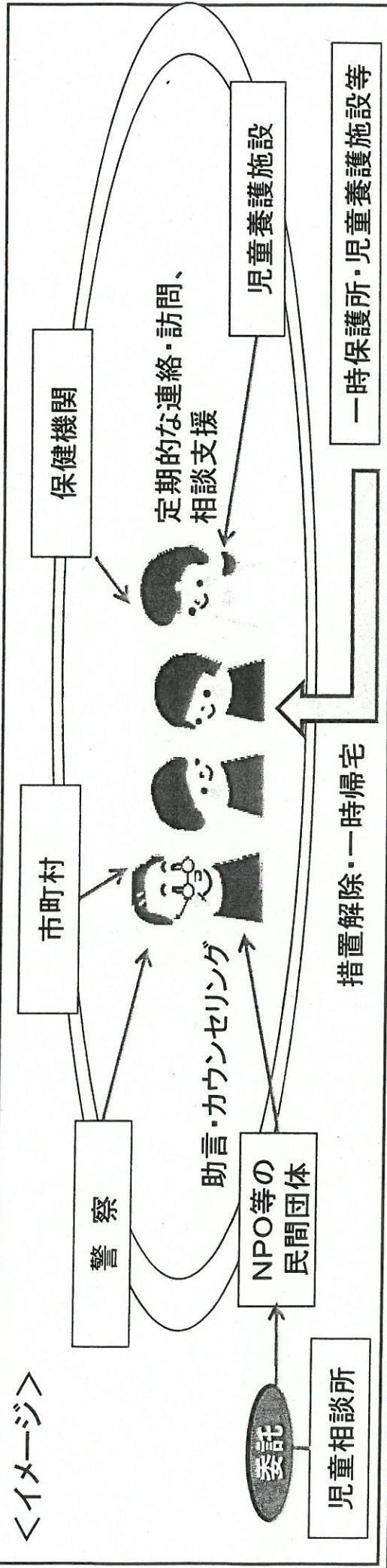
# IV 被虐児童への自立支援

# 親子関係再構築支援

## 現状

- 都道府県知事、児童相談所長などは、一時保護や施設入所等の措置を解除する際、あらかじめ児童の保護者等に対し、当該措置の実施の理由について説明するとともに、その意見を聴くこととされている。
- また、児童虐待を受けた児童について上記措置を解除する場合には、当該児童の保護者を指導していいる児童福祉司等の意見を聴くとともに、保護者指導や再度の虐待予防策等の効果等を勘案することとされている。

## <イメージ>



## 課題

- 実際に児童を養育する施設や里親が、積極的に親子関係再構築支援を行うことが重要。
  - 措置を解除した後に、より深刻な虐待が発生するケースがみられる。
  - 措置の解除に当たっては、継続的なフォローが重要。
- ↑
- 関係機関等が連携して親子関係再構築支援に取り組むべき旨を明記。
  - 措置の解除時に、以下の取組を実施。
    - ・児童相談所が委託したNPO法人等による助言・カウンセリング
    - ・関係機関の連携した対応による定期的な安全確認、相談・支援等

# 里親委託の推進

## 現状

- 平成23年の「社会的養護の課題と将来像」において、社会的養護全体の中で施設養護を概ね1／3、グループホームを概ね1／3、里親・ファミリーホームを概ね1／3とすることを目標としている。
- 里親・ファミリーホームへの委託率は平成26年度未現在で16.5%。
- 都道府県等において、里親制度の普及促進や里親委託へのトーナリングなどを実施する里親支援機関事業が行われている。

## ○里親等委託率の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
11.1%	12.0%	13.5%	14.8%	15.6%	16.5%	16.5%

※福祉行政報告例及び家庭福祉課調べ（各年度未現在）

## 課題

- 里親制度に対する社会的認知度が低く、新規委託可能な登録里親が少ない。
- 児童相談所が虐待対応業務に追われ、里親委託の業務に十分関われていない。

## 対応

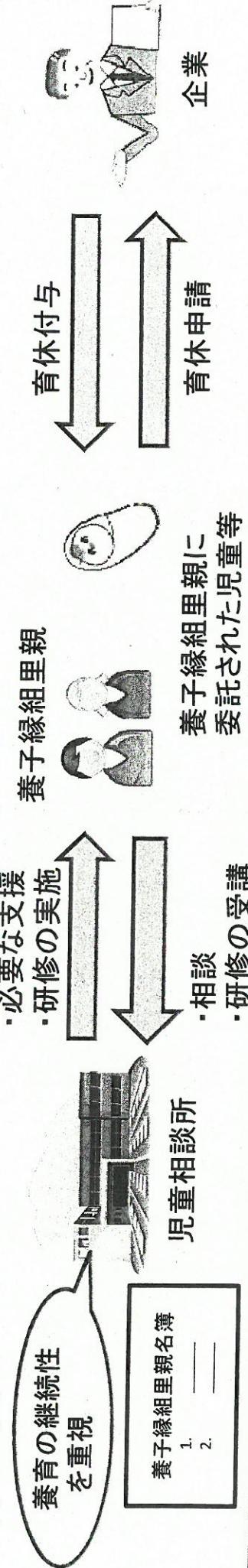
- 里親の開拓から児童の自立支援までの一貫した里親支援を、都道府県の業務として法定化。  
※ 家庭と同様の環境における養育推進の理念を明確化。
- ※ 乳児家庭全戸訪問事業や養育支援訪問事業について、里親家庭も対象であることを明確化。

# 養子縁組の推進

## 現状

- 養子縁組は、実親による養育が困難な子ども等の養育に法的安定性を与えることにより、子どもの健全な育成を図る重要な仕組み。養子縁組が子どもたちの最善の利益になると認められる場合は、積極的な支援を行うことが重要。
- 児童相談所において、児童相談所運営指針等に基づき養子縁組に関する相談支援が行われているが、更なる取組を促進するための法整備が必要。
- 同時に、就業中の者であっても養子縁組をしやすい環境の整備を図ることも必要。

## <イメージ>



## 課題

- 児童相談所の業務について、養子縁組に関する相談支援が法に位置づけられていがない。
- 養子縁組里親が法に位置づけられていがない。
- 育児休業の対象となる子が、法律上の親子関係のある者（実子又は養子）に限定されている。

## <児童福祉法関係>

- 児童を養子とする養子縁組に関する相談支援を、児童相談所の業務に位置づける。
- 養子縁組里親を法定化し、研修義務化や欠格要件、都道府県知事による名簿登録を規定。  
※併せて、特別養子縁組制度の利用促進の在り方について検討。

## <育児・介護休業法関係>

- 育児・介護休業法上の育児休業等の対象に、養子縁組里親に委託された者等を加える。

# 18歳以上の者に対する支援の継続

- 措置延長を積極的に活用するとともに、20歳到達後も、22歳の年度末まで引き続き必要な支援を受けことができる事業の創設を検討。
- 自立援助ホームの入居者について、大学等に就学中の場合には22歳の年度末まで支援を延長。

※一時保護中に18歳に達した者の一時保護の延長・措置を可能 【法律】  
※里親委託等中に18歳に達した者の措置変更・更新・一時保護を可能 【法律】

## 里親 児童養護施設

20歳

措置延長

※積極的に活用

自立

18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討【予算】

義務教育  
終了後

## 自立援助ホーム

（義務教育終了後～20歳未満）

※設置数の拡大

※支援対象を22歳の年度末まで延長（就学者）【法律】

生活相談支援、就業支援、相互交流、居場所づくり  
(退所児童等アフターケア事業)

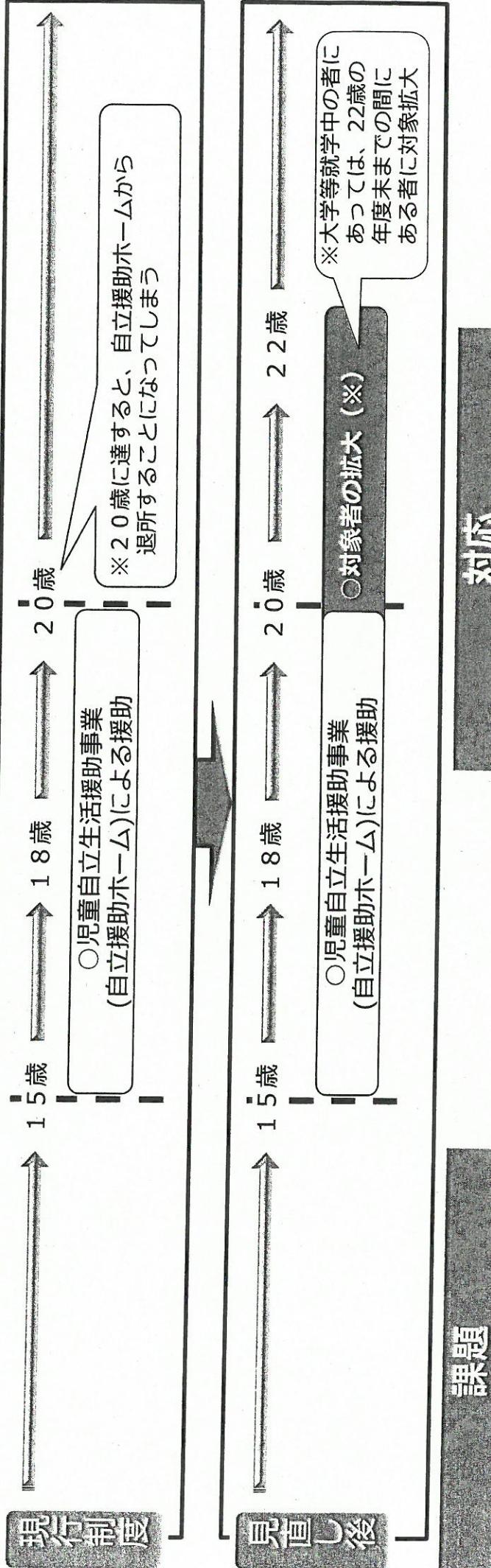
※実施自治体を拡大  
102

# 自立援助ホームの対象者の拡大

## 現状

- 児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）とは、共同生活を営む住居において、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援等を行い、社会的自立の促進を図る事業。
- 自立援助ホームの対象者は、義務教育を終了した児童又は児童以外の満20歳に満たない者。
- 自立援助ホームは、全国で118か所（H26.10.1現在）。少子化社会対策大綱においては、平成31年度末までに190か所とすることが目標。  
※児童とは満18歳に満たない者をいう。

## <イメージ>



- 現行の児童福祉法では、自立援助ホーム入居者が20歳に到達した時点で、支援が必要な場合でも退所することとなってしまい、大学卒業まで継続した支援を行うことができない。
- 自立援助ホームの入居者であって大学等に就学している場合には、22歳に達する日の属する年度の末日まで支援の対象とする。（入居者の支援の必要性に応じた柔軟な運用を検討）  
※ 併せて、施設入所等措置を受けていた者について、18歳（措置延長の場合は20歳）到達後も、22歳の年度末まで、引き続き必要な支援を受けることができる事業の創設を検討。